

香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

香取市地域公共交通協議会



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託（以下、「業務」という。）

### (2) 目的

自家用自動車への依存の高まりや人口減少・少子高齢化の進行等により、公共交通利用者が減少し、地域公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増している。

その中で、香取市では、第2次香取市総合計画及び香取市都市計画マスタープラン等との整合性を図り、公共交通に係る事項を位置付けた「香取市地域公共交通網形成計画」(以下、「現計画」という。)を令和2年3月に策定し、総合的なまちづくりの一環として公共交通施策を実施してきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化や運転手などの公共交通の担い手不足等の影響が、本市においても顕在化してきている。

また、令和6年4月に労働基準法の一部改正に伴う運送業における働き方改革が実施されることから、現在の公共交通体系の維持が非常に困難になることが見込まれている。これらの公共交通を取り巻く情勢の変化を的確に反映し、また適応するように新たな香取市地域公共交通計画を策定する。

本業務では、市の現状と今後の課題を整理し、市民や来訪者にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築し、公共交通を通じたまちづくりを推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)」に基づき、路線再編を念頭に置く「香取市地域公共交通計画」(以下、「地域公共交通計画」という。))の策定を目的とする。

### (3) 委託業務の選定方式

公募型プロポーザル方式

### (4) 業務内容

「香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書」のとおりとする。

### (5) 業務規模

5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

### (6) 委託期間

契約日の翌日から令和6年3月27日まで

### (7) 発注者及び事務局

発注者:香取市地域公共交通協議会 会長 為国 孝敏

事務局:香取市総合政策部企画政策課

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1206(直通)

FAX番号 0478-52-4566

電子メール kikaku@city.katori.lg.jp

## 2 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和4・5年度香取市入札参加資格名簿の委託(営業種目:調査・計画)に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (6) 同一人が代表者となる者で、重複して参加表明している者でないこと。
- (7) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年香取市告示第113号)に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年香取市告示第149号)に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (8) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に規定する、地域公共交通計画の策定に関する地方公共団体等への支援業務、または、同計画策定に係る調査業務を受注した実績を有すること。
- (9) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体企業又は法人であること。
- (10) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

## 3 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集開始	令和5年4月7日(金)
質問受付期間	令和5年4月10日(月)から 令和5年4月14日(金)まで
質問への回答期限	令和5年4月21日(金)
提案書類の提出期限	令和5年5月8日(月)
一次審査結果の通知 (5社以上の参加があった場合)	令和5年5月9日(火)
プレゼンテーション	令和5年5月15日(月)予定
審査結果の通知(公表)	令和5年5月16日(火)
契約協議及び契約書締結	5月下旬

※スケジュールは、都合により変更する場合がある。

#### 4 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問は、電子メール(着信を確認すること。)によるものとする。  
ただし、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出様式 質問書(様式1)による。
- (2) 提出場所 本要領1の(7)に定める事務局へ提出すること。
- (3) 提出期限 令和5年4月14日(金) 午後5時15分
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和5年4月21日(金)までに質問者のみに対して電子メールにより行う。ただし、質問内容が企画提案書の作成や業務実施条件に係るもの等の場合は、質問者名を伏せて市ホームページに公表する。

#### 5 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次の通りとする。

- (1) 提出期限 令和5年5月8日(月)午後5時15分 必着
- (2) 提出場所 本実施要領1の(7)に定める事務局へ提出すること。
- (3) 提出部数 7部(押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの6部は複写可とする。)
- (4) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)によること。

##### (5) 提出書類

- ① 参加表明書(様式2)
- ② 会社概要(様式自由、ただしA4版とする。)  
会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。
- ③ 企業パンフレット等
- ④ 業務実績調書(様式3)  
ア 契約書等の業務実績を証明する書類(写し可)を添付すること。  
イ 地方自治体等から請け負った同種業務及び類似業務について、記載すること。なお、記載する件数は、最大で15件までとする。
- ⑤ 業務実施体制(様式4)  
配置予定者が本業務と同時期に従事する他の業務については、地域公共交通計画の策定支援業務だけではなく、これ以外の業務についても記載すること。
- ⑥ 配置予定者の業務実績(様式5)  
配置予定者の業務実績について、一つの業務実績について一枚で作成し、一人当たり同種業務5業務、類似業務5業務、計一人当たり10業務を限度とする。
- ⑦ 企画提案書(様式6-1、6-2)  
様式6-2については、様式内の項目についての記載を網羅すれば、項目・ページの追加・体裁の変更は可とする。  
原則A4版片面印刷とするが、資料の作成上A3版を利用したほうが確認し

やすい場合は、A3版も可とする。

⑧ 工程表(様式自由、ただしA4版1枚とする。)

現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。

⑨ 参考見積書(様式7)

記載する金額については、業務提案内容を実施するにあたって必要となるすべての費用を含めること。

(6) その他

本プロポーザルにおける同種業務とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定する地域公共交通計画及び再編実施計画の業務に係る支援のことを指し、類似業務とは公共交通(バス)等に係る需要予測調査や分析業務のことを指す。

6 審査

審査は、次のとおり実施する。

(1) 一次審査(書類)

① 審査方法

5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。次の審査基準に基づき、一次審査点の高い上位4社を一次審査通過者とする。

② 審査基準

審査項目	審査割合	審査基準
①会社業務の実績	10/20	表1-①
②実施体制、配置予定者の能力等	10/20	表1-②
合計	配点20点	

③ 審査結果の通知

ア 令和5年5月9日(火)までに事務局からメールで通知する。

イ 審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

ウ 応募者からの審査結果に対する異議を受け付けない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

① 審査方法

次のとおり企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 令和5年5月15日(月)(予定)にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

イ プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、原則として説明15分、ヒアリング10分の計25分とする。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含む4名以内とする。なお、本業務を受注した際に主な担当なる予定の者を含めること。

オ 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。

カ ヒアリングは、企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務

全般に関する総合的な内容とする。

キ なお、本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

② 審査基準

審査項目	審査割合	審査基準
①会社業務の実績	10/100	表1-①
②実施体制、配置予定者の能力等	10/100	表1-②
③企画提案	60/100	表2-③
④業務参考見積	20/100	表2-④
合計	配点100点	

③ 受注予定者の特定

審査会で、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、審査結果が最高点であった応募者を選定し、業務の受注予定者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査項目ごとに比較し、③企画提案、④業務参考見積、②実施体制及び配置予定者の能力等、①会社業務の実績の順で、審査点の高い者を選定する。

④ 審査結果の通知

ア 審査結果は、二次審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。

イ 審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

ウ 応募者からの審査・特定結果に対する異議を受け付けない。

7 契約協議及び契約書締結

上記6の審査により特定された受注予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合、二次審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

8 その他

(1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

(2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは失格とする。

① 企画提案書提出時点で、本実施要領及び香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書を満たしていない場合

② 虚偽の内容を記載した場合

③ ヒアリング等の時間に遅れた者又は出席しなかった者

(表1)

## 審査基準1

審査項目	配点
① 会社業務の実績（様式3）	
<p>■会社の実績 過去に受注した同種業務及び類似業務について、応募者の技術力などを客観的に評価する。</p>	10
② 実施体制及び配置予定者（管理責任者、主たる担当者）の能力等（様式4・5）	
<p>■実施体制及び配置予定者の実績 管理責任者及び主たる担当者の資格・実績を客観的に評価する。特に、過去に携わった同種業務又は類似業務について審査する。</p>	10
合計	20

- ④ 複数の参加表明書及び企画提案書を提出した者  
⑤ その他、審査会が不相当と認める場合

※5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。  
※上記の審査基準に基づき、一次審査点の高い上位4社を一次審査通過者とする。

(表2)

## 審査基準2

審査項目	配点
③ 企画提案1 (様式6-2、工程表)	
<p>■業務全体に対する提案 計画策定にあたっての支援体制について、十分な配慮がなされているか。</p>	5
③ 企画提案2 (様式6-2)	
<p>■業務全体に対する提案 業務全体について、企画力と実効性を有した提案がなされているか。</p>	10
③ 企画提案3 (様式6-2)	
<p>■業務に係る個別の提案 市民等からの意見聴取をする仕組みについて、有効な提案がなされているか。</p>	15
③ 企画提案4 (様式6-2)	
<p>■業務に係る個別の提案 業務の趣旨を理解し、香取市の特性・課題を踏まえた提案がなされているか。</p>	15
③ 企画提案5 (様式6-2)	
<p>■業務にかかる個別の提案 仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自の提案がなされているか。</p>	10

③ 企画提案6（プレゼンテーション及びヒアリング）	
<p>■プレゼンテーション 企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般にわたり、内容が分かりやすく的確で説得力があるか。また、質問に対する応答が明快で、かつ迅速であるか。</p>	5
④ 業務参考見積（様式7）	
<p>■参考見積金額 見積金額が妥当な額であり、かつ提案内容との整合性がとれているか。</p>	20
合 計	80

※本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。